

(申請者が法人の場合)

一般廃棄物収集運搬業許可申請に係る添付書類一覧

- 1 現在のいわき市の一般廃棄物収集運搬業許可証の写し（更新の場合のみ）
- 2 申請者に関する調書（第1号様式）
- 3 事業計画書（第2号様式）
- 4 定款及び商業登記事項証明書（履歴事項証明書） ※定款原本に変更がある場合株主総会議事録等を添付
- 5 役員に関する次の書類
 - ・住民票の写し（外国籍の場合は在留カード等の番号の記載があるもの）
 - ・身分証明書（本籍地の市町村で取得。外国籍の場合は不要）
 - ・登記されていないことの証明書（法務局で取得）
- 6 株主に関する次の書類（申請法人において発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合のみ）
 - ・個人の場合：住民票の写し、身分証明書、登記されていないことの証明書（役員と重複する場合は不要）
 - ・法人の場合：商業登記事項証明書（履歴事項証明書）
- 7 従業員名簿（第3号様式）
- 8 申告書（第4号様式）
- 9 直前2年分の財務に関する次の書類
 - ・貸借対照表
 - ・損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳、製造原価計算書を含む）
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表
 - ・今後3年間の経営改善計画書（直前期に当期純損失を計上している場合のみ）
- 10 直前2年分の法人税（その1）、法人事業税、法人県民税、法人市民税の納税証明書
- 11 収集運搬業に使用する車両の写真及び自動車検査証の写し
- 12 当該車両の使用権を証する書類（申請者が車両の所有権を有しない場合のみ）
- 13 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（資金調達の必要がない場合は、その旨を記載したもの）
- 14 一般廃棄物の収集・運搬委託書（第5号様式）（一般家庭のごみ、し尿及び浄化槽汚泥の場合は不要）
- 15 事業経歴書
- 16 他自治体の一般廃棄物処理業許可証の写し（取得している場合のみ）
- 17 産業廃棄物処理業許可証の写し（取得している場合のみ）
- 18 産業廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物収集運搬業に関する講習会の修了証の写し
- 19 運搬車両の車庫施設の平面図及び付近の見取り図
- 20 事業場（車庫に使用する土地）の不動産登記事項証明書（全部事項証明書）
- 21 当該土地の使用権を証する書類（申請者が土地の所有権を有しない場合のみ）
- 22 事業場（車庫に使用する土地）の写真（全体が見渡せるように撮影。複数枚可）
- 23 1～22に代えて、その他必要と認める書類

一般廃棄物収集運搬業許可申請に係る留意事項

- 1 申請書一式は、正本（原本）と副本（コピーでも可）の2部を作成し、上記一覧に記載された順に、A4サイズのフラットファイルに綴じて提出すること。
 - 2 添付書類の作成に当たっては、所定の様式に書き込めない場合は、別紙を用いるか又は記入スペースを広げて様式を変更しても差し支えないこと。
 - 3 次に掲げる添付書類（発行・交付物）は全て「原本」で「申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの」を添付すること。
 - (1) 商業登記事項証明書（履歴事項証明書）
 - (2) 不動産登記事項証明書（全部事項証明書）
 - (3) 納税証明書
 - (4) 住民票
 - (5) 身分証明書
 - (6) 登記されていないことの証明書
- いわき市では、市税などの税務証明書を交付請求等される方について、第三者によるなりすましを未然に防止し、個人情報の保護を図るため、平成27年2月1日より、運転免許証等の本人確認書類の提示が必要になりましたので、ご注意ください。
- 4 申請手数料（10,000円）は、受付の際に、指定金融機関で支払うこと。
 - 5 施設確認済証（ステッカー）の交付手数料（車両1台につき400円）は、許可証交付の際に、指定金融機関で支払うこと
 - 6 納めるべき税に未納がある場合、受付をしないので留意すること。
 - 7 収集運搬車両の写真は、正面、側面、後面から撮影したものを1枚ずつ添付すること（正面、後面については、ナンバープレートが鮮明に映るよう撮影すること。側面は、施設確認済証（ステッカー）の貼付されている面を撮影すること。）
 - 8 「産業廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物収集運搬業に関する講習会の修了証」については、原則として、次の講習会とする。
 - (1) 「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター） 有効期限：新規講習会5年、更新講習会2年
 - (2) 「一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習」（一般財団法人日本環境衛生センター） 有効期限：2年
 - 9 更新申請かつ内容に変更がない場合に限り、次に掲げる書類の添付を省略することができること。
 - (1) 事業場（車庫に使用する土地）の全部事項証明書
 - (2) 事業場（車庫に使用する土地）の使用権を証する書類
 - 10 本市内の事業場等において、従業員や顧客の嗜好により排出されるビン、缶、ペットボトル、容器包装プラスチック等は産業廃棄物に該当し、一般廃棄物ではないことに留意すること。
 - 11 一般廃棄物処理業実績報告書を未提出の場合は、申請日までに提出すること。